

さいたま地区(旧総合研究所)旧核燃料試験研究施設整備に伴う国への手続きについて

弊所内に存在する旧核燃料試験研究施設の整備について、すでに「さいたま地区(旧総合研究所)旧核燃料試験研究施設整備についての今後の計画」として報告させていただきましたが、今般、国に対して「核燃料物質使用許可変更申請」を行いました。その申請内容の概要は次のとおりです。

1. 申請日は、平成11年12月10日です。
2. 申請先は、科学技術庁長官 中曽根弘文殿宛です。
3. 申請者は、三菱マテリアル株式会社 取締役社長 秋元勇巳 です。
4. 変更申請の主な内容
 - (1) 施設Eに、新保管庫を設置するまでの間、回収土壌を密閉能力のある鋼製容器に入れ、それを新設する建屋（テントハウス）に保管します。また、これら回収した土壌を安定化することとしており、このための土壌安定化設備を施設Eの既存建屋内に設置します。
 - (2) 施設P、施設Eの建屋内にある機器類を解体・撤去し、ドラム缶等の容器に収納し保管することとしておりますが、それらも新保管庫を設置するまでの間、既存の建屋（F棟）に管理区域を設定し新たに施設Fとし、保管します。
 - (3) 回収土壌を保管するための建屋（テントハウス）の保管能力は、200リットルドラム缶換算約4,500本相当です。施設Fの保管能力は、200リットルドラム缶換算約5,000本相当です。

今後、さらに施設E及び施設Pの解体・撤去、並びに新保管庫を設置する等の変更申請を行うこととしております。

以上